

＜農業資源活用区域 許可対象者・建築物できる建築物の用途・建築物の規模等の要件に係る一覧表＞

	建築物の用途	建築物の規模等の要件
加西市農業資源活用区域 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;">無色</div>	<p>【建築できる用途】</p> <p>農業に関する地域資源の活用に資する建築物であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する建築物であって、農業に関する地域資源の活用に資する事業の用に供するもの</p> <p>ア 工場(食料品製造業又は飲料・たばこ・飼料製造業の用に供するものに限る。)</p> <p>イ 倉庫</p> <p>ウ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの(建築基準法施行令第130条の5の2第4号又は第130条の5の3第2号に掲げるものに限る。)</p> <p>エ 事務所</p> <p>オ 休憩所又は公衆便所</p> <p>カ 建築基準法施行令第130条の5の2第5号に掲げるもの</p> <p>キ 畜舎</p> <p>(2) この区域内において(1)の建築物を使用して農業に関する地域資源の活用に資する事業を営む者又は当該事業を営む法人(当該事業を営む場所を当該法人の主たる事業所とするものに限る。次号において同じ。)の役員となっている者が必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅</p>	<p>【建築物の規模等の要件】</p> <p>次の各号のいずれにも該当する建築物であること。</p> <p>次の各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める要件に該当する建築物であること。ただし、第1号に限り、雇用人数、市内生産品の使用量などから特に加西市の農業発展に資すると市長が認める場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 工場又は倉庫 延べ面積が1,500㎡以下であること。</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの(建築基準法施行令第130条の5の2第4号又は第130条の5の3第2号に掲げるものに限る。)、事務所、休憩所・公衆便所又は建築基準法施行令第130条の5の2第5号に掲げるもの 延べ面積が500㎡以下であること。</p> <p>(3) 住宅 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>(4) 兼用住宅 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 延べ面積が280㎡以下(延べ面積が280㎡を超える既存建築物の用途変更又は用途変更と併せて増改築を行う場合は、当該既存建築物の延べ面積以下)であること。</p> <p>イ 延べ面積の2分の1以上を自己の居住の用に供すること。</p> <p>ウ 左欄(3)に掲げる用途に供する部分の床面積が50㎡以下であること。</p>

	<p>(3) この区域内において(1)の建築物を使用して農業に関する地域資源の活用に資する事業を営む者又は当該事業を営む法人の役員となっている者が必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅であつて、次に掲げる用途を兼ねるもの</p> <p>ア 都市計画法第34条第1号後段の規定により建築できる用途</p> <p>イ 建築基準法施行令第130条の3各号の規定により建築できる用途（アに掲げる用途を除く。）</p> <p>ウ 飲食店</p> <p>(4) 前各号の建築物に附属するもの</p>	
--	--	--